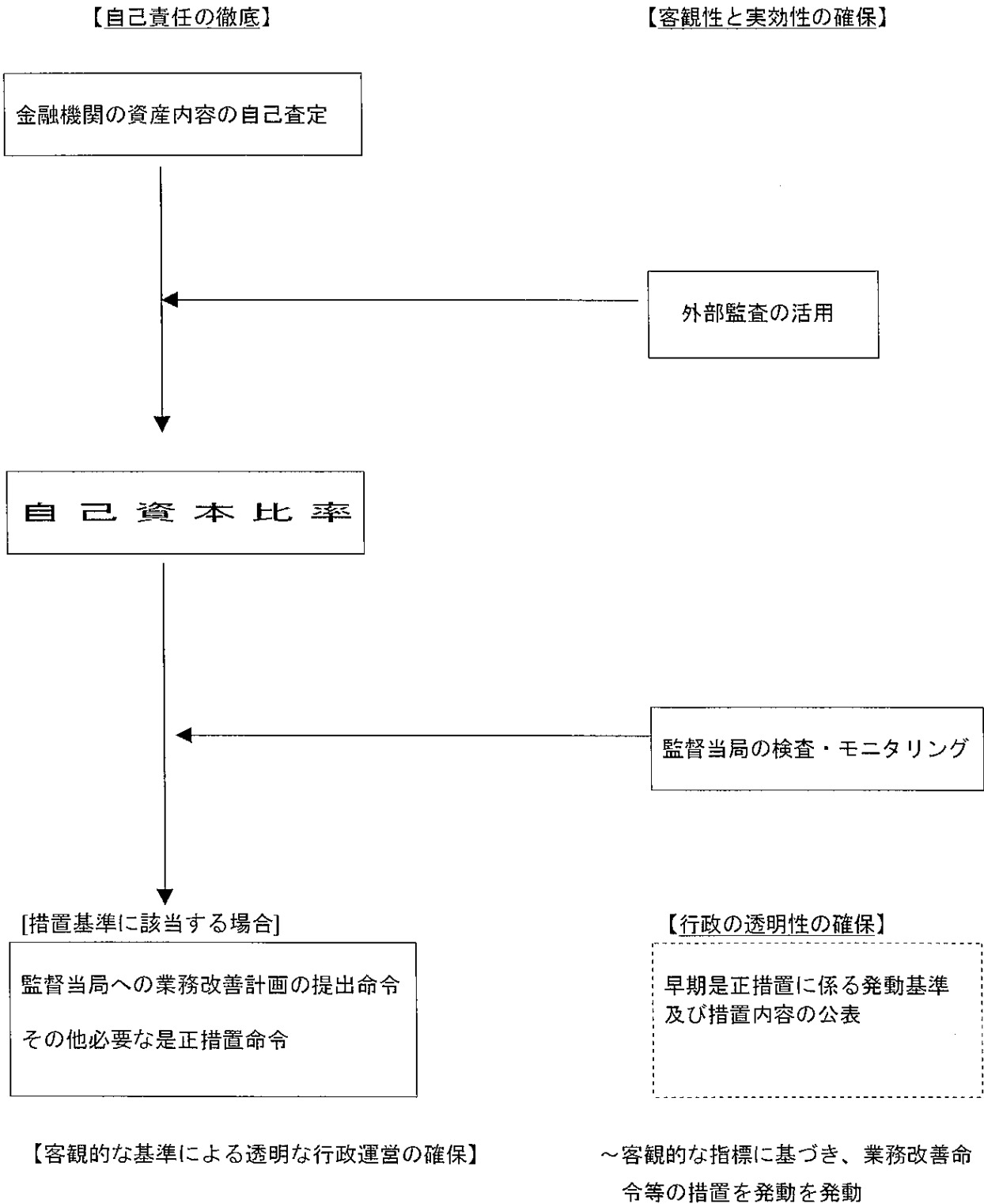


早期是正措置制度の概念図



自己資本比率規制の概要

○ 国際統一基準（BIS基準）

[対象金融機関・・・海外営業拠点（海外支店又は海外現地法人）を有する金融機関]

[算式]	基本的項目 + 補完的項目 - 控除項目	
自己資本比率 =	$\frac{\text{基本的項目} + \text{補完的項目} - \text{控除項目}}{\text{リスク・アセット}}$	$\geq 8\%$

- (参考) 1. 基本的項目 (Tier1)とは、資本勘定（資本金、法定準備金、剰余金等）の額をいう。
 2. 補完的項目 (Tier2)とは、①その他有価証券の評価差益（注）の45%、②不動産の再評価額の45%、③一般貸倒引当金（リスクアセットの1.25%が算入の上限）、④負債性資本調達手段（Upper Tier2としては永久劣後債等、LowerTier2としては期限付劣後ローン等）の合計額をいう。

(注) 損益ネット後の値が正である場合。損益ネット後評価損が発生する場合は税効果調整後の全額をTier1より控除。

3. 但し、補完的項目の額は、基本的項目の額を限度として算入が可能。また、補完的項目におけるLowerTier2は、基本的項目の額の1/2を限度として算入が可能。
 4. 控除項目とは銀行間における意図的な資本調達手段の保有に相当する額をいう。
 5. リスク・アセットとは、資産の各項目にそれぞれのリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額をいう。
 6. リスク・ウェイトの例
 リスク・ウェイト0%・・・国債、地方債、現金等。 リスク・ウェイト10%・・・政府関係機関債等
 リスク・ウェイト20%・・・金融機関向け債権 リスク・ウェイト50%・・・抵当権付住宅ローン
 リスク・ウェイト100%・・・通常のローン

○ 国内基準

[対象金融機関・・・海外営業拠点のない金融機関]

[算式]	基本的項目 + 補完的項目 - 控除項目	
自己資本比率 =	$\frac{\text{基本的項目} + \text{補完的項目} - \text{控除項目}}{\text{リスク・アセット}}$	$\geq 4\%$

- (参考) その他有価証券の評価差益（注）については、国際統一基準と異なり、補完的項目及びリスクアセットに算入しない。

(注) 損益ネット後の値が正である場合。損益ネット後評価損が発生する場合は国際統一基準と同様の取扱い。

時価会計の導入と自己資本比率について

時価会計の導入

平成 12 年 4 月以降開始される事業年度から、金融機関の保有する「その他有価証券」(投資目的の有価証券)について、以下のように会計処理が変更。

低価法又は原価法 → 時価法(時価評価を行った上で評価損益を資本の部に計上)。



自己資本比率の算出に関する検討

その他有価証券の評価損益について

- ・ 自己資本のうち、基本的項目(Tier I)と補完的項目(Tier II)のいずれに算入すべきか。
- ・ 算入する割合・金額をどうすべきか。

を検討し、12 年 9 月期までに自己資本比率規制に関する告示を改正する必要。



改正

昨年 9 月、自己資本比率の算出について、以下の改正(国際基準行対象)を行った。

(注) 国際基準行は、現在、大手行を中心とした 28 行。

現行	改正案
[低価法] 含み益の 45% を補完的項目に算入 評価損は損益処理を通じて基本的項目から減額	→ [低価法] 評価益の 45% を補完的項目に算入 ・ 評価損については税効果調整後の全額を基本的項目から控除
[原価法] 含み損益ともに不算入	→ (時価会計導入により原価法は消滅)

主なコメント及びその問題点

コメント1 その他有価証券の評価損についても、評価益と同様、その45%について基本的項目からではなく補完的項目から控除すべき。

問題点

- リスク吸収の重要な基盤である基本的項目が過大評価されることとなる。
 - 国際的な規制の枠組みより緩く、現行よりも後退した取扱いとなることから、邦銀に対する市場の信認が低下するおそれがある。
- (注)アメリカにおいても株式評価損は基本的項目から全額控除されている。

コメント2 有価証券の評価益は自己資本に算入すべきではない。

問題点

- 国際基準(バーゼル合意)では、有価証券の含み益の45%算入が認められており、これを認めない場合には、我が国金融機関の自己資本が過小に評価されるおそれがある。
- (注) 有価証券について時価会計が導入されているアメリカにおいても株式評価益の45%の補完的項目への算入が認められている。
- 評価益が算入されず、評価損のみが計算の対象となるため、株式等の市場での売却圧力が高まる。
 - 現行より自己資本比率が圧縮され、各金融機関の融資が抑制される可能性がある。

基本的考え方

- 自己資本比率については、バーゼル委員会で合意された国際的な枠組みと整合的であることが重要。
- 自己資本の質という観点から、現行の取扱いを後退させることは不適切。
- 国際基準行が国際的な活動を行うに当って不利な取扱いとならないことも重要。
- 以上を勘案して改正案を実施。今後、安定的なリスク吸収基盤として「良質な自己資本」である基本的項目を重視。

早期是正措置の概要

区分	自己資本比率		措置の概要
	国際統一基準	国内基準	
1	8% 未満	4% 未満	原則として資本の増強に係る措置を含む経営改善計画の提出及びその実行命令
2	4% 未満	2% 未満	資本増強計画の提出及び実行、配当又は役員賞与の禁止又は抑制、総資産の圧縮又は増加抑制、高金利預金の受入れの禁止又は抑制、営業所に置ける業務の縮小、営業所の廃止、子会社又は海外現法の業務の縮小、子会社又は海外現法の株式の処分等の命令
2の2	2% 未満	1% 未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令
3	0% 未満	0% 未満	<p>業務の一部又は全部の停止命令</p> <p>但し、以下の場合には第二区分の二以上の措置を講ずることができる。</p> <p>① 金融機関の含み益を加えた純資産価値が正の値である場合。</p> <p>② 含み益を加えた純資産価値が負の値であっても、i)それまでの経営改善計画や個別措置の実施状況と今後の実現可能性、ii) 業務収支率等収益率の状況、iii) 不良債権比率の状況、等を総合的に勘案の上、明らかに純資産価値が正の値となる見込みがある場合。</p> <p>なお、同区分に属さない金融機関であっても、含み損を加えた純資産価値が負の値である場合や、負となることが明らかに予想される場合は、業務停止命令を発出することがありうる。</p>

(注1) 全ての金融機関に対し、流動性不足等を原因とする業務停止命令(銀行法第26条第1項、第27条)を発出することがありうる。

(注2) 第2区分又は第3区分に該当する金融機関であっても、当該金融機関が合理的と認められる経営改善計画を策定し、同計画が比較的短期で確実に達成できると見込まれる場合は、当該金融機関の属する区分より上の区分の措置を講ずることができる。